

第29号議案

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中間市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の <u>19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4・5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4・5 (略)